

## 佐渡市南部地区路線バス運行業務委託仕様書

- 1 業務の名称  
佐渡市南部地区路線バス運行業務委託
- 2 委託期間  
運行期間は、契約締結の日から平成22年3月31日までとする。
- 3 委託場所  
佐渡市南部地区（羽茂・赤泊・小木）
- 4 業務の目的  
利便性、効率性及び安全性が高い運行業務を確保するため、市内の収支率が極めて低い路線の新たな運行サービスについて検討する。
- 5 スケジュールの概要  
平成21年10月1日（予定）から運行開始とする。
- 6 事業主体  
事業主体は佐渡市地域公共交通活性化協議会とする。
- 7 運行方法  
道路運送法第21条による乗合バス運行
- 8 業務に必要とされる要件  
本提案競技の提案者は、下記の全ての要件を満たすものとする。
  - (1) 定時定路線及び有償による運行となるため、道路運送法の規定に係る一般乗合旅客自動車運送事業の認可基準に準ずる設備や体制が整っていること。
  - (2) 運行開始日時点において、業務遂行に必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること。もしくは有することが確実なこと。
  - (3) 本市に本店、支店または営業所があり、事故の発生等により業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各課関係機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能であること。もしくは本市に本店、支店または営業所を有することが確実であり、運行開始日時点において、同様の対応が可能であること。

## 9 運行期間及び運行区間

運行期間は次のとおりとし、運行区間及び経路は別紙路線図を基本とする。工事等で経路の変更を行う場合は協議して定める。

運行期間：平成21年10月1日（予定）～平成22年3月31日（予定）

運行区間：宿根木ルート（沢崎～小木埠頭）

度津ルート（小木～上川茂）

前浜ルート（小木～羽茂一の宮～多田）

運行回数：朝夕の主として学生が利用する時間帯、佐渡汽船発着便に接続する時間帯等を考慮し、効率的な方法を提案すること。

## 10 運行ダイヤ

別紙運行予定表を参考にしながら、提案者は、業者選定提案書作成要綱別記様式7において提案を行うものとする。最終的なダイヤは受託者と佐渡市役所企画財政部交通政策課で協議のうえ決定する。

### 1.1 運行車両

- (1) 経路乗合運行可能な車両とする。（ただし、乗りこぼしがないように対応できること。）
- (2) 佐渡市において、運行に資するため次に掲げる3台のマイクロバスを手配し、受託者に無償貸与するものとする。この貸与する車両に係る車検費用及び事業用への改造費用については佐渡市が負担する。

初度登録	平成9年6月	平成5年2月	平成3年4月
定員	26人	29人	29人
車両総重量	5120kg	5155kg	5015kg
燃料	軽油	軽油	軽油
総排気量	4.16 L	4.16 L	4.16 L

### 1.2 停留所

停留所は、現在の運行事業者が所有する84箇所（予定）を賃借するものとし、詳細は受託者と佐渡市役所企画財政部交通政策課で協議のうえ決定する。ただし、提案者が新たな運行経路に設置する停留所については、提案者が設置するものとする。

### 1.3 運賃

利用者の便益に十分配慮して提案するものとする。

### 1.4 委託料

- (1) 委託料には、人件費（運転手及び乗降調査を含む）、燃料油脂費、車両修繕費、点検費、自動車税、自動車任意保険料掛金のほか、停留所の維持管理（新たに停

留所を設置した場合はその設置費用を含む)、その他業務に必要な経費及び消費税を含むものとする。

- (2) 停留所の表示に係る業務や、バス内への表示に係る業務などは受託者が行うこととし、その詳細については、佐渡市役所企画財政部交通政策課と受託者で協議のうえ別途定めるものとする。
- (3) その他業務には、乗合運行に必要な業務(運賃の徴収管理・乗降客の安全確保・移動制約者の乗降補助・ダイヤ管理・車内案内アナウンス)、緊急時の対応(連絡・予備車の確保など)、委託期間中の運行に係る備品の保管・管理に係る業務も含むものとする。

#### 1 5 業務の報告

- (1) 受託事業者は業務完了後「履行届出書」を佐渡市に提出すること。
- (2) 受託事業者は佐渡市の指示に基づき行う各バス停における乗降調査について、その結果を処理のうえ、履行届出書に添付して提出するものとする。
- (3) 佐渡市は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。

#### 1 6 委託料の請求

- (1) 業務報告書が佐渡市の検査に合格したときは、佐渡市の手続きに従い、委託料の支払請求書をすみやかに提出するものとする。
- (2) 委託料の請求は、契約額から収入等を差し引いた金額とし、毎月業務終了後とする。

#### 1 7 運行の中止

積雪、天災、その他受託者の責によらない事由により、運行区間の全部または一部が運行不能の場合は、受託事業者は運行を中止することができるものとする。

#### 1 8 緊急時(事故発生等)の対応

路線バス運行業務にあたり、次の各号の一に該当する時は、直ちに佐渡市に連絡するとともに適切な処置をとること。

- (1) 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により運行に支障が生じ、または生じるおそれがあるとき。
- (2) バスの利用者が、交通事故等により生命及び身体を害したとき。

#### 附則

- 1 受託者は関係法令遵守のうえバス運行業務を遂行すること。
- 2 受託期間中に発生した、バス運行に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は受託者が負うこととする。